

フィルタリングを必ず利用しましょう!

従来型の携帯電話は①、スマートフォンは①②③に対応するフィルタリングが必要!



子供が安全にインターネットを利用するためには、スマートフォンの場合、①②③の3つのフィルタリングが必要となります。携帯電話大手3社が提供する「あんしんフィルター」などでは、簡単な設定で①②③のフィルタリングが可能です。

①携帯電話回線による接続

②無線LAN回線(Wi-Fi)による接続

③アプリによる接続



使用時間や利用できるアプリの制限など、子供の学齢に応じた制限レベルを設定しましょう。

※iPhoneでのアプリ制限や利用時間制限は、端末の設定を行う必要があります。

家庭のルール

犯罪やトラブルから子供を守るために、フィルタリングの利用とともに、日ごろから家庭でのコミュニケーションをとり、子供にインターネットの危険性を教えることや、一緒に家庭のルールを作ることが大切です。

▼以下の点を子供に注意しているか、チェックしてみましょう!

- 接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に確認する。
- 個人を特定される情報を書き込まない。
- 知らない人と電話やメール、メッセージの交換をしない。
- 他人のID・パスワードを勝手に使わない。
- 下着姿や裸の写真は撮らない、撮らせない。
- 利用料金や利用時間を決める。
- 困ったことがあれば、必ず保護者にすぐに相談する。
- ルールを守れなかった時のルールを決める。



身近に潜むネット依存

ゲーム、SNS、動画など様々なコンテンツを切れ目なく使っているうちにスマートフォンから手が離せなくなるインターネット依存。子供の生活習慣を乱すとともに、インターネット上のリスクにあいやすくなり、犯罪被害に巻き込まれることがあります。保護者がきちんと子供のインターネット利用を見守っていく必要があります。



▼相談は少年サポートセンターまたはお近くの警察署まで▼

警察では、子どもや保護者から、インターネット利用に関するトラブルや犯罪被害を始め、非行、家出、いじめ等の少年問題に関するあらゆる相談を電話やメールにより受け付けています。警察本部少年サポートセンターまたはお近くの警察署の少年担当課まで相談してください。また、少年サポートセンター分室「ひめさぼ」もあります。

■愛媛県警察の少年相談窓口について

愛媛県警ホームページ (スマートフォン版) 相談窓口 警察本部(少年サポートセンター)各署の番号へ

ひめさぼ

検索

【「ひめさぼ」開設時間・場所】
月～金曜日、第1・3土曜日 9:00～17:00まで
松山市築山町12-33 松山市青少年センター2階



STOP! ネット犯罪

～あなたは本当にだいじょうぶ?～

楽しくて便利なSNSですが、多くの子供が被害にあっています。実際にあった事件を二つ紹介します。

被害事例

「裸で踊ってみた」をやってみたら……

① 人気の動画アプリにダンス動画をアップしてみた! なかなか「いいね」が増えないよ～(T_T)

② 服を脱いで踊ってみたたら、たくさんの「いいね」がもらえた! 裸の動画だったらもっともらえるかも……(^_^)

③ 私の裸の動画が、勝手に投稿されて広がっている!

裸や裸に近い動画や写真をネットに載せてはゼッタイダメ! 知らない間に広まって一生消えないこともあるよ! ※男子も同じような被害に遭っています。

優しいお兄ちゃんだと思ったら……

① 違う学校の人に悩みを相談したいな～。子供限定だっていうSNSをやってみようかな……

② 仲良くなった高校生の〇〇君がすごく優しい! 顔写真や住所・電話番号を知りたいって言うから送っちゃったけどいいよね?

③ 誘われて会ったら本当は怖いおじさんで、無理やり裸にされて……

ネットで知り合った人は知らない人といっしょ。優しいフリをしている怖い大人もいるから会うのはとても危険だよ!

ネットのトラブルは、ひとりで悩まずに家族や先生に相談しましょう!



愛媛県警察本部人身安全対策・少年課



非行事例

CASE1 ネットの中傷で逮捕

少年(18歳)は、1年以上にわたりSNSに男子高校生(18歳)を中傷する書き込みをし、これに悩んだ男子高校生が自殺し、少年は逮捕された。



STOP! たかがネットの書き込みと思っても、中傷される側の被害者にとっては、自ら命を絶ってしまうような重大な事態に陥ることになります。

刑法：名誉毀損

(3年以下の懲役若しくは罰金又は50万円以下の罰金)

CASE3 いたずらしようと思って

少年ら(14~19歳)は、フリーマーケットアプリに出品されていたコンピュータウイルスの入手マニュアルを購入し、同ウイルスをいたずら目的で取得した。



STOP! コンピュータウイルスは誰かに感染させる目的で持っているだけで犯罪になります。安易な気持ちで取得してはいけません。

刑法：不正指令電磁的記録取得

(2年以下の懲役又は30万円以下の罰金)

不正アクセスなど 子供による犯罪も発生!!

CASE2 軽い気持ちでやっていた

男子高校生(16歳)は、国際的ハッカー集団に憧れてSNSサイト等を模したフィッシングサイトをインターネット上に公開し、当該サイトを閲覧した者のIDやパスワードを不正に取得し、逮捕された。



STOP! 他人のIDやパスワードを不正に取得する目的でフィッシングサイトを公開することは違法です。

不正アクセス禁止法違反

(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

CASE4 子供が誘うのも犯罪です

男子高校生(15歳)は、出会い系サイトに「高校生です。Hなことしてくれる女友達募集中です。」などと書き込みをした。



STOP! 出会い系サイトに人を児童との性交等の相手方となるよう誘う書き込みをすることは、子供であつても違法です。

出会い系サイト規制法違反

(100万円以下の罰金)

～もっと具体的に事例を知りたい方のために～



愛媛県警察本部少年課では、インターネットの利用をきっかけとした少年非行や犯罪被害、トラブルなどを防止するため、県内や他県で実際に発生した事件や事例をもとに、再現ドラマ形式の『情報モラル映像教材』を制作しました!!

※教材は「初級編(小・中学生向け)」「中級編(中・高校生向け)」各4事例の全8種類があります。

【初級編(小・中学生向け)】

- ① 動画投稿をきっかけとした個人情報流出
- ② ネット上での悪口被害
- ③ 不正アクセスによるゲームの乗っ取り
- ④ 児童ポルノ(自画撮り)被害



【中級編(中・高校生向け)】

- ① 不適切な動画投稿(バイトテロ)
- ② ネット上での誹謗中傷
- ③ 不正アクセスによるゲームの乗っ取り



▼映像教材は愛媛県警ホームページ又はYouTubeの「愛媛県警察公式チャンネル」から見ることができます▼

愛媛県警ホームページ <https://www.police.pref.ehime.jp>

愛媛県警

検索



自分で自分の裸の写真を撮って送信させられるケースが近年増加!

SNSなどで知り合った相手に、だまされたり脅されたりして、自分の裸や下着姿の写真を撮ってメールなどで送信させられる『自画撮り被害』に遭う児童が全国的に増加しています。

愛媛県では、このような自画撮り被害を防止するため、愛媛県青少年保護条例を改正し、平成31年4月1日からは自画撮りを要求する行為自体が禁止され、更にだますなど不当な方法によって要求した場合は罰則もあります!!

